

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年10月1日（令和元年（行個）諮問第100号）

答申日：令和4年3月22日（令和3年度（行個）答申第170号）

事件名：本人が行った労災請求に関する調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求人が特定疾病を発症し、これが業務上であるとして特定労働基準監督署に労災請求し、業務上とされたがこれの理由がわかる調査書及び添付資料全て」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、令和元年6月19日付け兵労個開第38号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

マスクングされていない部分は、私が発言した内容であり、私が知りたい他の方の聴取内容がすべてマスクングされて分からない。通院していた病院のコメントも実際に私が聞いたことと違う。自費で払った病院費用については労災で認められず、会社（特定事業場）も労災の内容が全てですと言いついては、支払ってくれない。全ての被害についての聴取結果が本当に知りたいため、また現在調停中の資料として必要なため、審査請求する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書により、下記3（2）の下線部分が追加されたほか、誤記載が訂正された。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、令和元年5月22日付け（同月23日受付）で処分庁

に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

- (2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年7月1日付け（同月3日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法の適用条項を法14条2号、3号イ及び7号柱書きとした上で、不開示とすることが妥当であると考えます。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書40の各文書である。

### (2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

#### ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1②、6①、25①、26①、27①、28①、29①、31①、33①、34①、35①、36①、37①、38①及び40①は、審査請求人以外の個人の住所、氏名等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1③、2①、9、25②、26②、27②、28②、29②、30、31②、33②、34②、35②、36②、37②、38②及び40②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。当該部分が開示された場合、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性

(ア) 文書3、6②及び19①は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有するものとして、これにふさわしい形状のものである。また、文書9は、特定事業場の人事システムで使用されるIDである。当該部分が開示された場合、偽造により悪用されるおそれや不正アクセスのおそれがあるなど、特

定事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。当該部分は，法14条3号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

なお，当該部分につき，処分庁は，原処分において法14条3号イ及び5号に該当する旨説明しているが，当該部分に係る法の適用条項から法14条5号を削除する。

- (イ) 文書1①，6③，11，12，16及び17は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場等が一般に公にしていな内部情報である。これが開示された場合，内容に不満を抱いた審査請求人等から当該事業場が不当な干渉を受けることが懸念され，特定事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。当該部分は，法14条3号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

- (ア) 文書1③，2①，9，25②，26②，27②，28②，29②，30，31②，33②，34②，35②，36②，37②，38②及び40②は，本件労災請求に係る処分を行うに当たり，特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。(略) また，文書1②には，被聴取者を示す情報が含まれている。

当該部分は，これが開示された場合，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし，労災請求人側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり，監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，不開示とすることが妥当である。

- (イ) 文書1①，6③，11，12，16及び17は，特定事業場の業務内容等に関する情報である。(略) これらに加え，文書2②及び19②は，守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき，特定事業場に理解と協力を求めた上で得られたものである。当該部分は，これを開示した場合，当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い，労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなどにより，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり，監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。当該部分は，法14条7

号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、法の適用条項を法14条2号、3号イ及び7号柱書きとした上で、不開示とすることが妥当であるものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年10月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 令和3年6月17日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 令和4年2月8日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年3月16日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとし、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

###### ア 通番1

当該部分は、「特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書」（以下「調査復命書」という。）に記載された特定事業場の労働者数である。当該部分は、特定事業場の労働者の全体数であり、審査請求人が当該事業場に勤務していたことを踏まえると、同人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれ

にも該当せず，開示すべきである。

イ 通番 3 (1)，通番 1 8，通番 2 0 及び通番 2 2

当該部分は，聴取書及び調査復命書に記載又は引用された被聴取者の聴取内容の一部である。

当該部分は，各文書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると，法 1 4 条 2 号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するが，原処分において開示されている情報と同様の内容であるか，又はそれから推認できる内容であることから，審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため，当該部分は，同号ただし書イに該当する。

当該部分は，これを開示しても，労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ 通番 3 (2)，通番 2 9，通番 3 1，通番 3 3，通番 3 5，通番 3 7，通番 3 9，通番 4 1 及び通番 4 3

当該部分は，主治医の意見書並びに調査復命書及び地方労災医員の意見書に記載又は引用された主治医の意見の一部である。当該部分は，原処分において開示されている情報及び諮問庁が開示することとしている情報と同じ内容であるか，又はそれらから推認できる内容のほか，事務的な記載にすぎない。

当該部分は，仮に法 1 4 条 2 号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとしても，審査請求人が知り得る情報であり，同号ただし書イに該当する。

したがって，当該部分は，法 1 4 条 2 号に該当せず，また，上記イと同様の理由により，同条 7 号柱書きにも該当せず，開示すべきである。

エ 通番 5 及び通番 1 6

当該部分のうち通番 1 6 は，特定事業場が加入する健康保険組合が特定監督署に回答した審査請求人のレセプト情報及びこれをまとめた診療歴の表並びに特定監督署監督官が審査請求人の労災請求に係る出来事及び診療経過をまとめた資料であり，通番 5 は，調査復命書の添付資料の目次に記載された出来事等をまとめた資料の資料名である。

当該部分のうちレセプトを含む診療歴は，審査請求人自身の診療歴であり，監督官がまとめた出来事等の経過についても，原処分において開示されている情報であるか，又はそれから推認できる内容であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

オ 通番6及び通番8(2)

当該部分のうち通番6は、「療養補償給付たる療養の給付請求書」(以下「請求書」という。)の事業主証明欄に押印された特定事業場の代表者の印影である。請求書は、療養補償給付を受けようとする者が、事業主から証明を受けて、監督署に提出するものとされている(労働者災害補償保険法施行規則12条)ことから、通番6は、審査請求人が知り得るものであると認められる。通番8(2)は、特定事業場から監督署に提出された報告書に記載された特定事業場の代表者の印影であり、通番6と同じものと認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

カ 通番7

当該部分は、特定事業場から監督署に提出された報告書の一部であり、審査請求人の同僚の氏名が記載される欄であるが、空欄にすぎない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番8(1)

当該部分は、特定事業場から監督署に提出された報告書に記載された特定事業場の労働者数である。当該部分は、特定事業場の労働者の全体数であり、審査請求人が当該事業場に勤務していたことを踏まえると、同人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記オと同様の理由により、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ク 通番9及び通番14

当該部分のうち通番9は、特定事業場が特定監督署に提出した報告書の記載の一部であり、当該報告書の添付書類(資料)の名称である。通番14は、当該報告書に添付された特定事業場内の賞罰に係る委員会の議事録の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報及び諮問庁が開示することとしている情報と同様の内容であるか、又はそれらから推認できる内容であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番10

当該部分は、審査請求人の人事記録の印刷用画面に記載された特定事業場の名称及び担当者の所属部署名である。当該部分は、同じ頁に記載されている担当者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、特定事業場において審査請求人の人事関係を扱う部署として審査請求人が容易に推認することができるものと認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由から、同条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### コ 通番11ないし通番13

当該部分は、特定事業場から監督署に提出された報告書に添付された資料であり、審査請求人の人事評価表のうち自己申告に係る部分及び審査請求人に対して実施された面談記録の一部並びに特定事業場の組織図である。

当該部分のうち、組織図にはグループ単位まで表示されているが、特定事業場の職員である審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、審査請求人の自己申告・本人記入部分又は同人の面談記録であり、同人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### サ 通番28

当該部分は、医師の意見書及び診断書に押印された審査請求人の特定の主治医の印影であり、いずれも同じ印影である。文書6の諮問庁が開示することとしている部分から、当該部分のうち通番28(2)の診断書は、審査請求人が取得して特定事業場に提出したものと推認することができ、押印された印影も審査請求人が知り得る情報であると認められる。

個人の印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても、その印影まで開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分については、上記の理由から、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきで

ある。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

(ア) 通番17, 通番19, 通番21, 通番23及び通番25

当該部分は、聴取書及び電話照会調査復命書に記載された被聴取・照会者の職氏名、署名、印影又は指印、住所、生年月日、年齢、電話番号及びその審査請求人との関係である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番28, 通番30, 通番32, 通番34, 通番36, 通番38, 通番40及び通番42

当該部分は、審査請求人の複数の主治医の意見書及びその添付資料に記載された主治医及び産業医の署名及び印影並びに地方労災医員の意見書に記載された地方労災医員の署名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名については、その職務に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。主治医及び産業医の署名及び印影についても、同様に、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 通番2②ア及び通番4

当該部分は、調査復命書の「認定事実」欄及び調査復命書の添付



資料目次に記載された審査請求人以外の関係者の氏名及び審査請求人との関係等である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2②イ

当該部分は、調査復命書の「事業場（所属部署）内における被災労働者の位置づけ」図に記載された特定事業場の職員の氏名等である。当該部分には、審査請求人が知り得ない特定監督署が聴取を実施した者を表す記号が分ち難く記載されている。

当該部分は、これを開示すると、特定監督署が労災認定の調査に当たりどのような者に聴取を行ったかという調査手法の一端が明らかになり、労働基準監督機関が行う労災認定の調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番3，通番18，通番20，通番22，通番24，通番26，通番27，通番29，通番31，通番33，通番35，通番37，通番39及び通番41

当該部分は、聴取書に記載された被聴取者からの聴取内容、電話照会調査復命書に記載された照会事項及び照会結果、審査請求人の主治医の意見書に記載された主治医の意見及び関係者から特定監督署に提出された資料並びにこれらの文書から調査復命書に引用された部分である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等及び医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号, 3号イ及び7号柱書き該当性

(ア) 通番10ア

当該部分は、審査請求人の人事記録の印刷用画面を打ち出したものに記載された画面IDである。当該部分は、特定事業場の人事システム上の情報であって、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番10イ

当該部分は、審査請求人の人事記録の印刷用画面を打ち出したものに記載された特定事業場担当者の氏名及び社員番号である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ該当性

通番15は、特定監督署の照会に応じて特定の健康保険組合が作成した回答書に押印された当該組合の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番9及び通番12ないし通番14は、特定事業場から監督署に提出された報告書に記載された審査請求人の人事評価、当該報告書に添付された審査請求人の人事評価表、審査請求人との面談記録に記載された面談者の所感及び特定事業場内の委員会の議事録の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業

者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分		3 2欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性 通番		
文書1	調査復命書	① 1頁「労働者数」欄	3号イ, 7号柱書き	1	全て
		②ア 12頁「認定事実」欄2行目不開示部分 ②イ 31頁「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄不開示部分	2号, 7号柱書き	2	—
		③ 5頁不開示部分, 7頁ないし20頁「調査結果」欄不開示部分, 22頁不開示部分, 23頁項番3(1)ないし(4)の診断根拠不開示部分, (6)不開示部分, 項番5及び項番8不開示部分, 24頁項番3(2)不開示部分, 項番5(3)及び(4)不開示部分, 項番8不開示部分, 25頁項番3(2)及び(4)不開示部分, 項番5(2)ないし(4)不開示部分, 項番8及び項番9不開示部分, 26頁項番3(1)及び(2)	2号, 7号柱書き	3	(1) 7頁「調査結果」欄4行目14文字目ないし5行目9文字目, 17行目6文字目ないし18行目16文字目, 8頁「調査結果」欄1行目ないし3行目7文字目, 6行目, 7行目, 9行目ないし12行目8文字目, 9頁「調査結果」欄4行目14文字目ないし7行目13文字目, 14行目1文字目ないし7文字目, 15行目18文字目ないし17行目17文字目, 21行目17文字目ないし23行目2文字目, 25行目6文字目ないし27行目, 51行目8文字目ないし54行目3文字目, 10頁「調査結果」欄8行目1文字目ないし15文字目, 10行目16文字目ないし12行目17文字目, 14行目5文字目ないし15行目10文字目, 19行目ないし24行目20文字目, 33行目ないし36行目16文字目, 38行目20文字目ないし41行目, 45行目3文字目ないし47行目8文字目, 11頁「調査結果」欄1行目ないし2行目7文字目, 34

		診断根拠不開示部分，（４）不開示部分，項番５（２）ないし（４）不開示部分，項番８不開示部分，２７頁項番２不開示部分，２８頁項番３（２）不開示部分，２９頁項番１の１１行目１３文字目ないし１２行目３０文字目			行目ないし３６行目１８文字目，４２行目１文字目ないし１４文字目，１７文字目ないし１９文字目，４３行目１文字目ないし１６文字目，１２頁「調査結果」欄３６行目ないし３９行目１２文字目，１４頁「調査結果」欄９行目ないし１１行目１２文字目，１８行目１２文字目ないし２４行目１８文字目，４５行目ないし４６行目７文字目，１５頁「調査結果」欄６行目ないし７行目５文字目，２０頁２９行目，３０行目，４１行目ないし４３行目 （２）２２頁「主治医の意見書」欄項番４ないし項番６，項番１０，２３頁「主治医の意見書」欄項番３，項番５（１），２４頁「主治医の意見書」欄項番３（２），項番５（４），２５頁「主治医の意見書」項番５（２）及び（３），２６頁「主治医の意見書」項番３（１），（２）及び（４），項番５（４）１行目，２行目１８文字目ないし３行目，項番８，２７頁「主治医の意見書」項番２の２行目，３行目，２８頁「主治医の意見書」項番３（２）１行目，２行目，２９頁「専門医の意見書」項番１
文書 2	資料目次	① 「監督署収集資料」欄６行目ないし１０行目不開示部分，１１行目２文字目ないし１５文字目	2号， 7号柱 書き	4	—
		② 「監督署収集資料」欄２行目２文字目ないし７文字目	7号柱 書き	5	全て
文書 3	療養補償給付たる療養の給	1頁事業主印影	3号イ	6	全て

	付請求書				
文書4	申立書	—	—	—	—
文書5	審査請求人提出資料	—	—	—	—
文書6	報告書	① 2頁「(5)同僚の氏名」欄	2号	7	全て
		② 1頁「労働者数」欄, 9頁事業主印影	3号イ	8	(1) 全て (2) を除く。 (2) 9頁事業主印影
		③ 5頁「社内人事考課から見た被災労働者の評価」欄不開示部分, 9頁4行目2文字目ないし6文字目, 6行目2文字目ないし4文字目, 7行目2文字目ないし12文字目, 11行目2文字目ないし41文字目, 12行目2文字目ないし21文字目	3号イ, 7号柱書き	9	9頁全て
文書7	会社概要	—	—	—	—
文書8	就業規則	—	—	—	—
文書9	事業場提出資料①	ア 1頁及び2頁の画面ID イ 1頁及び2頁各3行目	2号, 3号イ, 7号柱書き	10	1頁及び2頁各3行目15文字目ないし最終文字
文書10	履歴書等	—	—	—	—
文書11	事業場提出資料②	全て	3号イ, 7号柱書き	11	全て
文書12	事業場提出資料③	不開示部分全て (受付印を除く。)	3号イ, 7号柱書き	12	1頁, 3頁及び5頁の全て (「評価ランク記入」欄の一次評価及び二次評価の列, 「評価の根拠 (一

			き		次評価者記入欄)」の列並びにシート右側事業場側使用部分を除く。), 2頁, 4頁及び6頁の全て
文書 13	就業週 報・月 報	—	—	—	—
文書 14	賃金台 帳	—	—	—	—
文書 15	健康診 断結果	—	—	—	—
文書 16	事業場 提出資 料④	全て(受付印を除く。)	3号イ, 7号柱書 き	13	全て(4頁3行目ないし6行目を除く。)
文書 17	事業場 提出資 料⑤	全て(受付印を除く。)	3号イ, 7号柱書 き	14	1頁1行目, 2行目, 4行目, 5行目1文字目ないし17文字目, 6行目1文字目ないし8文字目, 7行目1文字目ないし4文字目, 9行目ないし11行目, 12行目1文字目ないし17文字目, 2頁19行目, 20行目, 26行目, 27行目, 最終行
文書 18	メール ①	—	—	—	—
文書 19	関連資 料①	① 1頁団体印影	3号イ	15	—
		② 2頁ないし19頁, 21頁ないし23頁	7号柱 書き	16	全て
文書 20	聴取書 ①	—	—	—	—
文書 21	聴取書 ②	—	—	—	—
文書 22	座席配 置図	—	—	—	—
文書 23	職能資 格制度	—	—	—	—
文書 24	メール ②	—	—	—	—
文書 25	聴取書 ③	① 1頁「住所」, 「職業」, 「氏名」及び「生年月日」の各欄不開示部分, 10頁	2号	17	—

		署名及び印影 ② 1頁9行目ないし10頁21行目不開示部分	2号, 7号柱 書き	18	1頁21行目ないし24行目, 2頁9行目16文字目ないし12行目2文字目, 19行目30文字目ないし20行目30文字目, 22行目1文字目ないし7文字目, 23行目8文字目ないし24行目18文字目, 3頁3行目7文字目ないし4行目3文字目, 5行目18文字目ないし6行目, 18行目ないし19行目20文字目, 24行目21文字目ないし4頁2行目17文字目, 7行目1文字目ないし29文字目, 6頁19行目ないし20行目24文字目, 7頁1行目17文字目ないし5行目25文字目, 8頁6行目1文字目ないし27文字目, 10頁12行目ないし13行目12文字目, 15行目9文字目ないし30文字目
文書 26	聴取書 ④	① 1頁「住所」, 「職業」, 「氏名」及び「生年月日」の各欄不開示部分, 6頁署名及び印影	2号	19	—
		② 1頁8行目ないし6頁21行目不開示部分	2号, 7号柱 書き	20	1頁22行目14文字目ないし24文字目, 23行目31文字目ないし24行目, 2頁9行目ないし10行目30文字目, 3頁4行目1文字目ないし14文字目, 17文字目ないし19文字目, 22文字目ないし5行目7文字目, 13行目1文字目ないし15文字目, 14行目28文字目ないし16行目9文字目, 17行目8文字目ないし18行目3文字目, 20行目ないし4頁1行目, 5頁9行目ないし12行目22文字目, 13行目19文字目ないし14行目11文字目
文書 27	聴取書 ⑤	① 1頁「住所」, 「職業」, 「氏名」及び「生	2号	21	—



		年月日」の各欄不開示部分，11頁署名及び印影			
		② 1頁9行目ないし11頁19行目不開示部分	2号，7号柱書き	22	1頁21行目ないし22行目15文字目，2頁2行目ないし9行目23文字目，12行目1文字目ないし11文字目，15行目6文字目ないし16行目11文字目，6頁15行目27文字目ないし18行目18文字目，20行目5文字目ないし21行目，24行目6文字目ないし7頁1行目25文字目，4行目，5行目，8頁6行目ないし8行目17文字目，10行目ないし12行目9文字目，17行目，10頁20行目1文字目，2文字目，21行目7文字目ないし23行目
文書 28	電話照 会調査 復命書	① 1頁「照会先」欄	2号	23	—
	①	② 1頁「照会事項」欄及び「照会結果」欄，2頁不開示部分	2号，7号柱書き	24	—
文書 29	電話照 会調査 復命書	① 1頁「照会先」欄	2号	25	—
	②	② 1頁「照会事項」欄及び「照会結果」欄，2頁不開示部分	2号，7号柱書き	26	—
文書 30	関連資料②	全て（受付印を除く。）	2号，7号柱書き	27	—
文書 31	意見書①	① 1頁医師署名及び印影，2頁及び14頁の医師印影，15頁医師署名及び印影	2号	28	(1) 1頁及び2頁の医師印影 (2) 14頁の医師印影
		② 1頁及び2頁不開示部分（①を除く。）	2号，7号柱書き	29	1頁項番4，2頁項番5，項番6，項番10及び項番12
文書 32	電話照 会復命 書①	—	—	—	—

文書 33	意見書 ②	① 1頁印影	2号	30	—
		② 3頁ないし6頁不開示部分	2号, 7号柱 書き	31	3頁全て, 6頁項番9
文書 34	意見書 ③	① 1頁医師署名及び印影	2号	32	—
		② 3頁ないし6頁不開示部分	2号, 7号柱 書き	33	3頁全て, 5頁全て, 6頁項番9
文書 35	意見書 ④	① 1頁医師署名及び印影	2号	34	—
		② 3頁ないし6頁不開示部分	2号, 7号柱 書き	35	4頁不開示部分
文書 36	意見書 ⑤	① 1頁印影	2号	36	—
		② 3頁ないし6頁不開示部分	2号, 7号柱 書き	37	3頁, 5頁1枠目(4行目を除く。), 2枠目, 6頁
文書 37	意見書 ⑥	① 1頁医師署名及び印影	2号	38	—
		② 3頁不開示部分	2号, 7号柱 書き	39	3頁22行目ないし24行目
文書 38	意見書 ⑦	① 1頁医師署名及び印影	2号	40	—
		② 3頁, 5頁及び6頁の不開示部分	2号, 7号柱 書き	41	3頁1枠目6行目ないし8行目, 5頁
文書 39	電話照 会復命 書②	—	—	—	—
文書 40	意見書 ⑧	① 1頁医師署名及び印影	2号	42	—
		② 1頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱 書き	43	全て

(注) 当審査会事務局において、2欄の該当箇所の記載方法を整理した。